

議 長 受付番号第5号、寺嶋正君の一般質問を許します。登壇願います。

10番 寺嶋 住居環境等の改善を

要旨 質問書のとおり

町 長 それでは、寺嶋議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、1つ目の御質問でございますが、まず、少子高齢化の進行による自然減や転入・転出などによる社会減により、特に若い世代の人口が減少傾向にございます。町でもこの人口減少要因を十分調査研究するために各年齢階層の人口推移や出生率、高齢化率、地域別人口推移、人口減少をもたらしているさまざまな社会要因などを考察し、その数値から見える傾向と対策を踏まえ、制度設計を進め、人口の維持確保に努めているところでございます。

そこで、定住という目的で取り組んでおります空き家対策の現状についてお答えをさせていただきます。全国的な問題となっております危険な住宅や、安全性の確保がされていない景観上・防犯上支障があるなどの建物がふえてきたことなどを踏まえ、昨年11月19日に空家等対策の推進に関する特別措置法が可決成立しております。この法令の基本的な考え方は、適切な管理が行われていない空き家などがもたらす問題を解決するためには、法律において行政主体の責任に関する規定の前に、空き家などの所有者等は周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家などの適切な管理に努めるものとするということが法第3条で規定されてるように、第一次的には、所有者等がみずからの責任によりの確に対応することが前提となっております。しかしながら、空き家などの所有者等が経済的な事情や高齢化に伴う何らかの要因で十分な管理責任が果たせない場合、所有者などの一次的な責任を前提にしながらも、行政は個別の空き家などの状況を把握することが可能な立場にあることから、地域活性化等の観点から、空き家などの有効活用を図る一方で、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空き家などについては、所要の措置を講ずる対策が必要となります。このような点を明確にする観点から、空き家等対策計画の策定などにも努めることが法第4条に明記されております。

この空き家等対策の特別措置法に定義されている空き家などの実態把握について、神奈川県内でもこれから、この空き家などの実態把握を実施する市町村

が多いと聞いておりますが、当町では、昨年10月に空き家などがもたらす問題を解消するため、防災、防犯、景観等多岐にわたる政策課題に横断的に応えていくことから、安全防災担当室、まちづくり課、税務課、福祉課等の職員で空き家などの外観による調査を行い、所有者等の特定と今後の意向の把握などを踏まえて、データベースの整備を行ってまいりました。この実態把握には、民間業者への委託をせずに職員が地域に入り、自分の目で空き家などの状況を確認したものでございます。また、地域との情報共有と協働のまちづくりという観点から、自治会長さんに、自治会で把握している空き家などについても情報をいただいております。この調査は継続的に行い、データを更新してまいるようにしております。

次に、空き家等対策計画の策定については、効果的な対策計画を推進するために、国は、空き家などに関する対策の対象地区、対象とする空き家などの種類、空き家などの対策の優先順位を明示を主な記載事項としております。当町におきましては、空き家などの外観による調査と所有者等の意向やお困りになっていることなどを確認した上で、優先順位を決めて計画的に進めてまいる予定としております。

次に、空き家などの適切な管理の促進については、国は法第14条で特定空き家等に関して、除去、修繕等の措置の助言、または指導、勧告、命令が可能とし、要件が明確化された場合の行政代執行等が可能と位置づけております。この特定空き家等については、そのまま放置すれば、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、または衛生上有害となるおそれのある状態と明記されております。町は、このような特定空き家等に関しても、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことを鑑み、地域の住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、公共福祉の増進と地域の振興に寄与するため、空き家などの外観調査やそのデータベース化、空家バンク制度の充実を取り組んでおります。さらに、空き家法の規定に遵守し、立ち入り調査や行政指導であり、助言または指導等にも積極的に取り組んでまいります。

最後に、空き家活用助成金については、法第15条で、市町村が行う空き家等対策の円滑な実施のために、国及び地方団体による、空き家等に関する施策の

実施に要する費用に対する補助、地方交付税の拡充を行うとの規定があることから、空家バンク制度の充実の拡充や空き家などの所有者等からの意向調査、松田町の自然環境や公共の利便性など、さまざまな町の魅力とあわせて、国の助成金を活用した新たな施策を積極的に進めてまいりたいと考えております。

続きまして、2番目の御質問に関してお答えをいたします。商店街につきましては、松田町の各商店街に限らず、郊外のショッピングセンターですとか大規模な商業施設の整備が郊外で行われ、駅前等での商店街の衰退は顕著であり、その衰退の原因がハード面の問題とソフト面の問題があるというふうに認識をしております。ハード面と申しますのは建物や立地場所などの問題、ソフト面ではお客様が欲しいものを売っているのか、きちっと利益が出ているのか、また、経営体系、経営能力があるかなど、また、宣伝などの効果的に行っているかなどが問題であるというふうに思っております。

現在、当町におきましては、リニューアル計画を持っている事業者さん向けに、銀行等の審査を通じた中小企業者への金融支援策として小規模事業者経営改善資金利子補助金の利子補給制度や、資金融資を受けるための中小企業信用保証料補助金等の融資制度を御用意しております。加えて、足柄上商工会や松田町商工振興会におきましても、新規創業の希望者を発掘し、リニューアル事業計画のチェックなど、経営改善の専門家として支援をいただいております。ただただ、しかしながら、このような町や商工会等の支援策、またはアベノミクスの国を挙げての経済支援にもかかわらず、町商店街の活性化が遅々として進んでないことも事実であるというふうに思います。

このことを鑑みまして、商店リニューアル助成事業につきましては、既に導入されている高崎市や宇部市、茨木市等の事業効果の検証や施工方法等を調査し、今後、松田町に見合った仕様、要綱の研究を行い、御提案をいただいた事業が必要というふうに判断をした際には、しかるべきときに議員の皆様にご説明を申し上げたいというふうに考えております。以上です。

10番 寺 嶋 では、幾つか再質問行わせていただきます。

1点目の空き家対策ですけれども、この空き家が、先ほど前者の質問では、空き家が80件以上あるということで、そのうち、今御回答がありました、倒壊や

衛生上著しく有害となるおそれがあるといった特定空き家というのがね、これ、それを自治体が決めて、改善を求める仕組みがスタートしたと。なおかつ、立ち入り調査もできるということでもありますので、この空き家の中でも特定空き家と位置づけられる、そういう空き家の把握はされてるのかということをお伺いしたいと思います。それから、空き家等対策計画の策定をね、これいつごろを目途に行われるのかということについてのことについて、まずお伺いしたいと思います。

政策推進課長 前回、空き家を調査した件数86件、このうち状態が良というものもありますし、利用不可というのもございます。この利用不可が18件ありました。これを特定空き家とするかどうかは、また別の問題ですけども、一応今のところ18件利用不可であろうと想定をしております。

また、2つ目の御質問の空き家等対策計画の策定ですけども、いつまでということではなくて、これは近々につくらざるを得ないだろうと考えております。

10番 寺嶋 それでは次に、今、特定空き家といいますか、その放置されているのに近い空き家が18件ほど見受けられるんじゃないかということですね、このはっきりしてない、その辺の判断基準がはっきりされてないようなんで、国が定める特定空き家等の判断基準を、26日だったかな、何か示されたですよ、だと思えますけども。新聞等で26日に示されるような記事を私はちょっと読みましたけども、そういう特定空き家の判断基準を国が示した中で、町はそれに準じて、何らかの基準を設けるのが、設けて特定空き家として位置づける、こういうのが望ましいのではないかと思われますので、この辺についてですね、どのような基準を設けるのかをお伺いしたいと思います。

それから、適切な管理の促進を図るために、これからいろいろ調査をするわけですけども、この空き家の管理、対策の条例といいますか、そういう町がね、やっぱり何らかの基準を設けて、それから、この空き家の対策の位置づけとして、町が条例等をつくってね、やっぱりそういう明確なものをつくっていかないと、何か職員が調査して、職員が目線だけで判断するとかね、自治会の人に協力してもらっても限度があると思いますので、その辺について、ちゃんと条例で位置づけ、制定されるのか、その辺の考えをお伺いしたいと思います。

政策推進課長 特定空き家でございますけども、特定空き家につきましては、国がガイドラインを示しております。これを見ますと、割合漠然としたもので、建築物が倒壊等をするおそれがある等とかですね、先ほど申しましたように、屋根、外壁等が脱落、飛散するおそれがある、擁壁が老朽化し危険となるおそれがある、大体このようなことが書いてあります。それに基づきまして、町で特定空き家を決めて、それに対する助言、指導等を行っていくようになろうかと思えます。

それから条例ですけども、所沢市のように条例をつくっているところもございますけども、いわゆるこの特定空き家の特別措置法が決まったことにより、これにより町で所有者を調べたり、立ち入り検査等ができるので、これにのっかって特定空き家を決め、助言等をしていくということでもよろしいかと思えます。以上です。

10番 寺嶋 その辺はわかりました。それでは次に、空家バンクと申しますか、インターネットでは、空家バンクと申しますか、その登録されてる件数がね、少ないんですよ。数件ですよ。それで、先ほど前者の方に答弁ありましたように、宅建協会等ね、やっぱり等で関係者の協力をいただいて、町のそのホームページにこの空家バンクを整備、拡充して、することがまずはやっぱり、ことがなぜ大事かといいますと、やっぱり人口減少に歯どめをかけるということで、町内からのね、これを少しでも出て、今、人口が減ってるっていうのは、出て行く人のほうが多いから、死亡の人もいますけども、多いわけですよ。逆に、歯どめを、人口減少に歯どめをかけるということでは、やっぱり来てもらう、松田町に来てもらうということで、町外からの空き家の欲しいとか、利用をしたいとか、そういう希望者に対して、やっぱり空き家活用の促進を図るために、国がその町の事業とか、それから空き家活用の助成金を地方交付税等でね、手当てしていただけるような、そういうことも可能だということなので、ぜひですね、この居住環境の整備、その他、空き家の活用に必要な費用の一部を助成する、こういうことを、ぜひですね、町として、本当考えていただきたいというふうに、私、思いますけども、その辺について、これは再度お伺いしますけども、町長は近々近々に何か策を講じたいような話もありましたけども、その辺についてお伺いをしたいと思います。

政策推進課長

まず、空家バンクの関係ですけれども、現在5件が登録されております。それで、先ほども申しましたように、その空き家で、住所、持ち主のわかったところにアンケートしてございますけれども、そのうち、アンケートの中で空家バンクに関心があるという方が7件いらっしゃいました。この方については、担当のほうで調整をしまして、極力早いうちに空家バンクに登録できるようにしたいと思っております。それから、宅建協会との連携でございますけれども、宅建協会ですべての松田町の空き家というか貸家ですね、これがありますので、おおむね30件くらいあると思いますので、合わせて40件くらいを空家バンクに登録できればという目標で取り組んでおります。

それから助成金の話なんですけれども、確かに、法の第19条に地方公共団体が要する費用に対する補助とあってありますので、これは早急に調べまして、もし該当できるようなものがあれば、それに対応してまいりたいと考えております。以上です。

10番 寺 嶋

それでは次、2点目に移ります。商工振興策ですけれども、私が…私、あんまり町内でね、買い物をする機会はある限り少ないんですけれども、それでもね、やっぱりたまに町内買い物します。それでね、やっぱり、たまにいいですか、時々買い物すると、やっぱりね、結構これで、これっていいですか、なぜかといえば、町内で日用品とか食料品をね、まとめて買い物ができる商店が少ないっていうのがね、私も町内巡視したり買い物したりしてね、結構、これで本当に町民…町民っていいですか、特にお年寄りの方とか、そういう方々がね、本当に少ないことと、日曜日がね、ほとんど閉まっております。これは、開いてるのは酒屋さんと飲食店だけじゃないかなと思われまますよ。それで、じゃあ町民の方はどこで買い物するんだろうということですね、考えたら、コンビニエンスストアかドラッグストア、あるいは町外のスーパーにね、行って買い物する傾向が、これは相当あるんじゃないかなと私は感じましたので、この質問をさせていただいたんですよ。この現状でしたらね、本当にこういう大手になっていいですか、チェーン店ぐらいしか残らなくなっちゃって、本当に個人…個人っていいですか、その松田町商工振興会の商店がね、全く衰退してなくなっちゃうんじゃないかと、そういう危惧をしました。ですから、何らかの手を打た

なければならぬと思いますけども、担当はどのように感じておるのでしょうか。まず、この辺からお伺いしたいと思います。

参事兼観光経済課長 それにつきましては、私のほうでも非常に危惧しているところです。町長の施策でもありますけれども、何とか町に活気を戻したいという中では、このリニューアル助成事業、高崎じゃないけども、私のほうでも議員から提案、このような形でも受けております。そのような中で、いろんなことを今、調べている最中でございます。ですから、前向きな検討の中で、やはり今、ここまで商店が冷え切った中では、通常であれば、銀行から借りる、その中で、今までの小規模事業経営者補助金とか利子の補給とかで済ませられた部分が、今まであったんですけども、本当にここまで、本当にここまでですよ、ここまで商店が、商店街も寂れている中では、このような手法もあるのではなかろうかと。ただ、松田町に合った手法を、これまでも検討した中で、先ほど町長の答弁でもありましたけれども、提案させていただきたいと。前向きな形で勉強も、うちの町として取り組んでいきたいというふうに考えております。

10番 寺 嶋 ぜひ頑張ってくださいたいです。それで、次にですね、町長が公約っていいですか、掲げたミニスーパーやコミュニティマーケットの開設ということでね、以前の町長の答弁では、ミニスーパーとして新松田駅前のコスモス館等をね、位置づけていると言っております。それから、このミニスーパー開設の経営者を探してるというようなことも言っております。それで、空き店舗や倉庫を活用したミニスーパーができないか検討したいと、このように以前、本会議等と言われておったと思いますけども、町長は、ミニスーパーの位置づけとしては、これからっていいですか、近々のうちにどのようにしたいというふうにお考えでしょうか。あとは、経営者等検討している事柄について、今回答弁いただいておりますので、再度よろしくお願いをしたいと思います。

町 長 ミニスーパーの件に関しては、基本的にはやっぱり地域の商店街の方々にお願いをしつつ、やはり困ってるの方々に対して対応するべきものだというふうにも考えておりますので、そのあたりは、今現在、商工振興会の会長もちょうどかわったということもありますし、前会長から引き続きということになりますけども、お願いをしたいというふうにも考えております。ただ、先ほど来、話

をさせてもらってるように、じゃあ俺がやるとかっていうふうにするにしても、なかなかその一步を踏み出すというところが厳しいというのも私も理解をしておりますので、そういった際には町がある程度、真剣に動かなきゃいけないというふうに思っておりますので、今後も引き続きですね、やっていきたいというふうに考えてもおります。

それと同時に、今現在、やっぱり困っている人たちが、だんだん、歩けるうちはいいんでしょうけども、歩けなくなったりすることも、もう想定をして、一部民間の、要は税金を使わずに民間の方々をお願いをして、1月から移動スーパー、移動販売車を動かしておりますけども、このところ、その方がけがをしたということで、ちょっと今、ストップをしております。それで、今後は、もうそれに対応して4月から、皆さんに予算を認めていただいた後から、それに伴う次の方々の募集を…募集をというか、やってくれるような方々を今、探しておるところでございます、今、2件ぐらいのところで、どういうふうな格好でやっていくかというのを今後、詰めていくような段階にまでできております。ですので、なるべく、もうきょうあすの食べ物にも大変な思いをされてますし、きょうも私もちょっとお昼、町中歩きましたけども、こういう雨が降ると、買い物行きたくても、なかなか行けないという御高齢の方々もいらっしゃるというのを認識しておりますので、この件に関しましては、なかなか行政がやると時間がかかってもうしょうがないっていう思いも皆さんもあろうかと思っておりますけども、現在進んでいるということだけ御認識いただければと思います。以上です。

10番 寺 嶋 巡回スーパー…巡回買い物、移動販売車か。というところでね、一応は何か、ちょっとこの前、前者、同僚議員がね、質問したときには、巡回移動販売車はね、品物が少ないということとか、それから値段、品物…値段が、商品の値段が高いというようところでね、不評といいますか、余り評判はよろしくないような、そういうところでの質問等がありましたけれどもね、今回…今回といいますか、新たにそういう新しく巡回販売車に事業される、経営といいますか、営まれる方にね、やっぱり、そういう町民の要望をしっかりとね、町民という買い物の弱者の要望をしっかりと伝えて、なるべくやっぱり要望がかなうような、



本当に品数も少しはね、多くするとか、そういうところでの、ぜひそういうようなことも、どうせ…どうせといたしますか、これからはある程度は巡回の販売車というのはね、私も必要だと思っておりますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、やっぱり、私が思うには、基本はですね、いかにしてその中心市街地といたしますか、町内で買物をしていただく、これがね、やっぱり、ことが大事なんですよね。ですから、商工振興会だって努力しているわけです、それなりに。けども、自助努力、前の町長は自助努力なんて盛んに言ってましたけども、自助努力してても、やっぱり結果が今、かなり商店もどんどん閉まっちゃって、現状としてはそういう衰退傾向もね、なってるわけですよ。自助努力だけではできない部分がありますから、商工振興会あるいは行政が策を練って、補助するものは、していただけるものは補助すると。これがね、やっぱり大事なんじゃないかと思ひます。

それで、先ほど言いましたように、提案しました、本当に魅力ある商店づくり、支援するために、この商店リニューアル助成事業というのは、空き店舗対策で事業をこれから営む、事業を営もうとする人だけの対策じゃないんですよ。現在、事業を営んでる人も対象にして、本当に魅力ある商店街にして、買物が町内で本当にしたくなるような、そういうことで商店の活性化にもなると思ひます。最低でもですね、私は空き店舗への出店を支援する拡充策として、家賃補助のほかに上乗せをして、改装費の補助を設けて、こうしていかないとね、そういうことも、ほんと検討していかないとね、それこそ、どんどん商店がね、街が寂れていくばかりではないのかと思ひますので、その辺について町長の考え方をお伺ひをいたしまして、終わりにしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

町長 松田町の歴史を見ると、やはり交通の結節点というか、要衝ということで、かなり賑やかな時期があったというふうに聞いております。そのために、そのときには、かなり商店街の方々の協力も含め、この地域を盛り上げていただいたということに関しましては、まだまだ、この土地にまだ浅い私としても、本当に感謝申し上げるということでもあります。そういった観点から考えますと、

確かに、この町から商店街がやっぱり一掃し、なくなるということは物寂しいなというふうに考えておりました、昨年度は、中野議員さんから提案をいただいたプレミアム商品券を活用し、よそに買い物行かずに地域で買ってくれというようなことでやらせていただきました。おかげさまで、約3,000万の買い物をしていただき、多少は潤ったことだというふうに思っていますので、ことしはそれ相応に税金が入ってくるのかななんて期待もしているところではございますが。ことしに関しましては、プレミアム商品券が20%ということで、国のほうからの地方創生のことで、松田が去年やったことを、ことしやるというようなことが追っかけてきているぐらい、やはり地方を明るくするためには、やっぱり買い物、消費喚起ですね、をやりたいということだというふうに認識しております。

ただ、今回は、商工振興会を支援するためではないんですね、地方創生のお金をちょっと使わせてもらってるところは。主に、生活支援というようなことがありますので、そういった観点から、各自治体も、今回うちらとしては、1市4町で共通で使えるような商品券をやろうというようなことがスタートでございました。ただ、私一人、その首長さんたちの前で、申しわけないけども、松田は半分にさせていただきたいと。全部、外に持っていかれたりすると困りますし、昨年から続けさせてもらってることに関しましては、継続してやっていながら地域振興をしなきゃいけない。また、この商店街の活性化をしなきゃいけないということでお話ししたところ御理解をいただき、松田町の分だけは、3,000万プラス20%のプレミア分ということで3,600万円分の販売をすることになっております。ただ、あと残りの分に関しましては、外でも使えますし、松田町でも使えるということを勘案しますと、外の分も松田で使うこともできる。最終的には、それをどこで使ったかっていうことがありますから、これから我々も含めて商店街の方々と一緒に知恵を振り絞って、地域間競争に絶対的に勝ち抜かなきゃいけないというふうに思っておりますので、先ほど来、日曜日は閉まってるだとか、なかなか買うところがないというような話がありますが、もう一つ二つ、目を覚ましていただかなきゃいけないのかなというふうに、私も思っておりますので、これからは、6月28日から販売が始まります

ので、他町からとにかく松田を使っていたきたいというようなことをしっかりと、いろんなイベントとか企画をしてですね、町単独というか、その商店街単独でやるんじゃなく、商工振興会という一つの組織で動けるようにやっていかなきゃいけないというふうに思ってます。

改修費の補助につきましても、これは、いろいろ勉強して、やらないということではありません。地域の買い物弱者の方々を守るといった意味では、そういった観点から逸脱しない商店街に関しては、そういった補助をするのもやぶさかではないというふうに思っております。今どき、じゃあお店を新規で立ち上げようかなってというような人がなかなかいない世の中の中で、この地域の、今現在やられている2代目、3代目の方々が、じゃあ先代を引き継いで、この店舗を改修したいという思いがある方がいらっしゃるようであれば、そういった方々の後押しをするのも一つなのかなというふうにも考えておりますので、今後ですね、先ほど来、課長から話がありましたように、しっかりと研究させていただいて、税金の無駄遣いにならないようにしたいというふうには考えております。以上です。

議

長 以上で受付番号第5号、寺嶋正君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。14時40分から再開をいたします。 (14時25分)